

千葉市 循環型社会形成推進地域計画  
(第2次計画)

千 葉 市

(作成) 令和2年12月10日

(第1回変更) 令和3年11月22日

(第2回変更) 令和4年11月22日

(第3回変更) 令和5年2月22日

(第4回変更) 令和5年8月3日

(第5回変更) 令和6年1月30日

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
(4) 生活排水処理の目標.....	5
3 施策の内容.....	6
(1) 普及啓発事業.....	6
(2) 再資源化の施策.....	7
(3) その他の施策.....	7
(4) 処理体制.....	8
(5) 処理施設等の整備.....	11
(6) 施設整備に関する計画支援事業.....	12
4 計画のフォローアップと事後評価.....	12
(1) 計画のフォローアップ.....	12
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	12
添付資料-1（対象地域図）.....	13
添付資料-2（指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ）.....	14
添付資料-3（地域内の施設の現況と予定図）.....	16
添付資料-4（生活排水処理施設整備区域図）.....	17
添付資料-5（ハザードマップ）.....	18
様式 1.....	19
様式 2.....	22
【参考資料様式 2】.....	23
【参考資料様式 7】.....	24
【参考資料様式 8】.....	26
【参考資料様式 8】.....	27
【参考資料様式 8】.....	28
【参考資料様式 8】.....	29
【参考資料様式 8】.....	30

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名 千 葉 市  
 面 積 271.77 km<sup>2</sup>  
 人 口 973,121人 (令和2年3月31日現在)

## (2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

3用地2清掃工場運用体制に移行し、令和8年度に北谷津清掃工場用地に新たな清掃工場の稼働を予定、令和13年度にリニューアル整備した新港清掃工場の稼働を予定していることから、本計画を第2次計画、令和8年度以降の事業を第3次、第4次計画として定めるものとする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表 1 主な施設整備予定

	地域計画(第1次)				地域計画(第2次)					地域計画(第3次)					地域計画(第4次)					R19	
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		R17
新北谷津清掃工場整備	← 調査・計画等 →				← 施設整備 →					稼働											
北清掃工場	R12年度末まで延命化																				
新港清掃工場更新整備					← 調査・計画等 →					← 更新整備 →					稼働						
新リサイクルセンター整備					← 調査・計画等 →					← 施設整備 →					稼働						
次期最終処分場整備					← 調査・計画等 →										← 施設整備 →					稼働	

## (3) 基本的な方向

千葉市(以下「本市」という。)は、戦後、京葉工業地帯の中心として発展するとともに首都圏の人口の受け皿として大規模住宅団地の建設が進められるなど、住宅都市としての性格を強め、その後も産業経済活動の発展に伴い人口も増加し、平成4年には政令指定都市となり、現在も人口増加が進んでいる。

本市では、老朽化した清掃工場の建替えに関連し、ごみ処理のさらなる効率化や、最終処分場の延命化を図るため、平成19年度から「焼却ごみ1/3削減」を目標に、ごみの削減・資源化に取り組んできた。ごみステーションでの早朝啓発、古紙・布類などの収集回数の見直しや、生活系ごみ手数料徴収制度の導入など、ごみ減量のための様々な取組みの結果、平成26年度に「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成した。

今後の施設整備においては3用地2清掃工場運用体制により、老朽化による清掃工場の廃止時期に合わせて、計画的に代替施設整備等を行い、安定的なごみ処理システムを構築していくものとする。また、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続した処理体制を維持するため、引き続き、ごみの減量・リサイクルに向けた施策を実施していく。

さらに、中間処理段階では、余熱供給や高効率発電によるエネルギー回収を継続・推進するとともに、震災等、災害時を考慮したごみ処理システムの構築を図るものとする。

一方、市内の河川は背後に大きな水源を持たず都市生活排水が水源の一部となっている。このような状況の中、公共用水域の水質汚濁の主因が生活排水にあることから、生活環境の向上と公共水域の水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

「千葉県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）<sup>※1</sup>」において、本市は1市のみで構成されている広域化ブロック区割りのAブロックに区分けされている。それに基づき「千葉市一般廃棄物処理施設整備計画（平成26年7月）<sup>※2</sup>」を策定し、同計画に基づき廃棄物処理施設の整備を進めている。

※1 「平成9年5月28日付衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知」に基づき策定

※2 計画期間：令和13年度まで

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

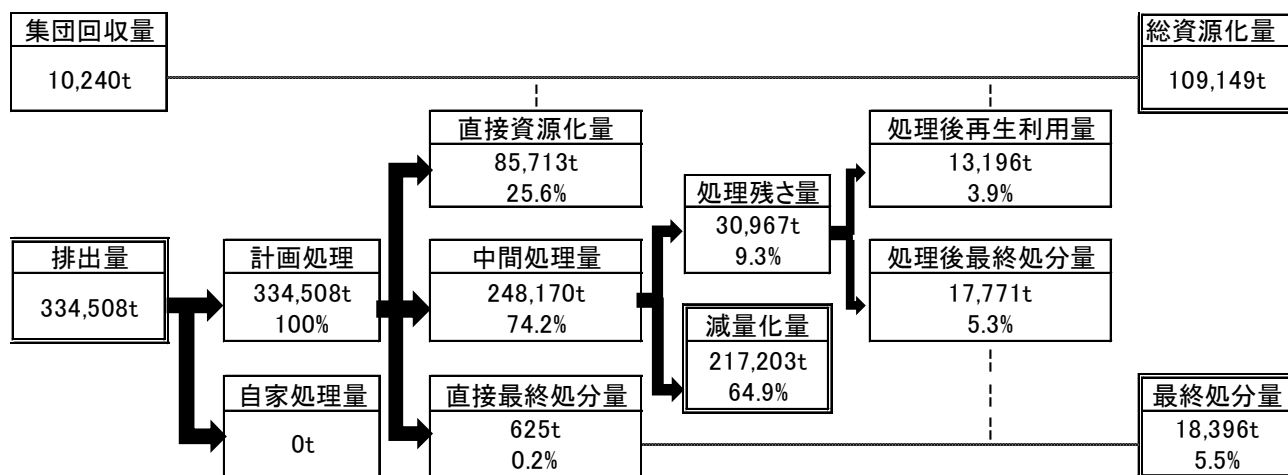
住民がプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、啓発・情報提供・環境教育を行う。プラスチック資源は当面の間焼却処分等を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。なお、本計画に記載している施設整備事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(北谷津用地)、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(新港用地)、マテリアルリサイクル推進施設整備事業及び最終処分場整備事業）は経過措置が適用されている。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出及び処理の状況は図1のとおりである。

なお、各焼却施設（新港清掃工場・北清掃工場）では、熱回収による発電を行っており、場内での消費電力を賄うとともに余剰電力の売電も行っている。さらに、場外余熱利用施設への蒸気・電気の供給も行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物処理状況フロー（令和元年度）

### (2) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥の排出量は図のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で973,121人、処理人口は956,803人、処理率は98.3%である。

し尿発生量は5,125kl/年、浄化槽汚泥発生量は20,313kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は25,438kl/年である。

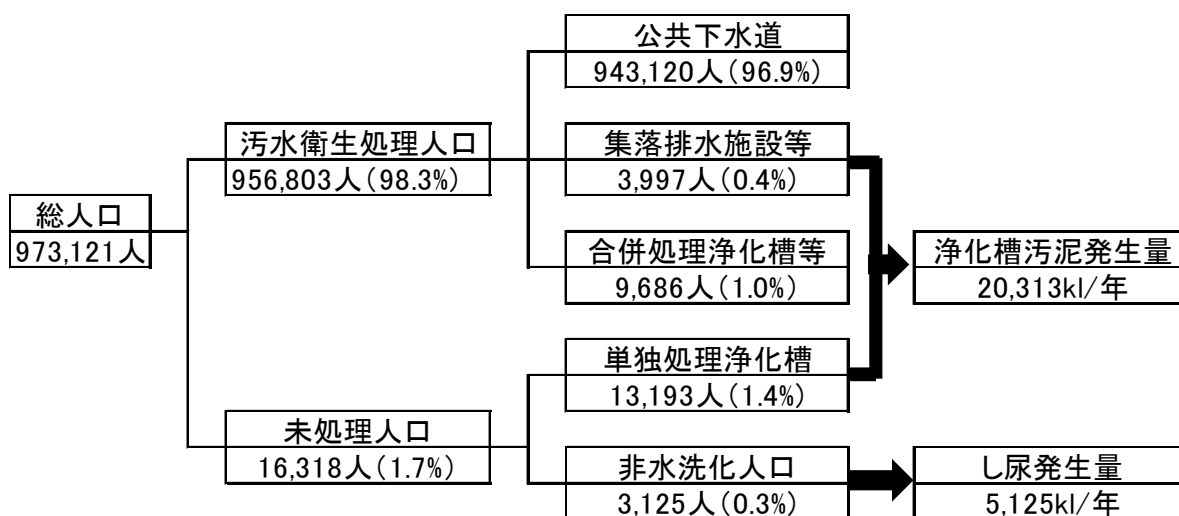


図2 生活排水の処理状況フロー（令和元年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、表2及び図3については、千葉県一般廃棄物処理基本計画の更新に合わせて令和3年度までの実績から目標値を再算出している。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現状 (割合※1) (令和元年度)	目標 (割合※1) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	125,445 トン	119,258 トン (-4.9%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.5 トン/事業所	2.5 トン/事業所 (0.0%)
	生活系 総排出量	209,063 トン	195,983 トン (-6.3%)
	1人当たりの排出量※3	180.3 kg/人	166.6 kg/人 (-7.6%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	334,508 トン	315,241 トン (-5.8%)
再生利用量	直接資源化量	85,713 トン (25.6%)	85,991 トン (27.3%)
	総資源化量	109,149 トン (31.7%)	115,587 トン (35.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	88,596 MWh	139,365 MWh
	(年間の発電電力量及び熱利用量)	157,771 GJ	11,416 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	18,396 トン (5.5%)	9,695 トン (3.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

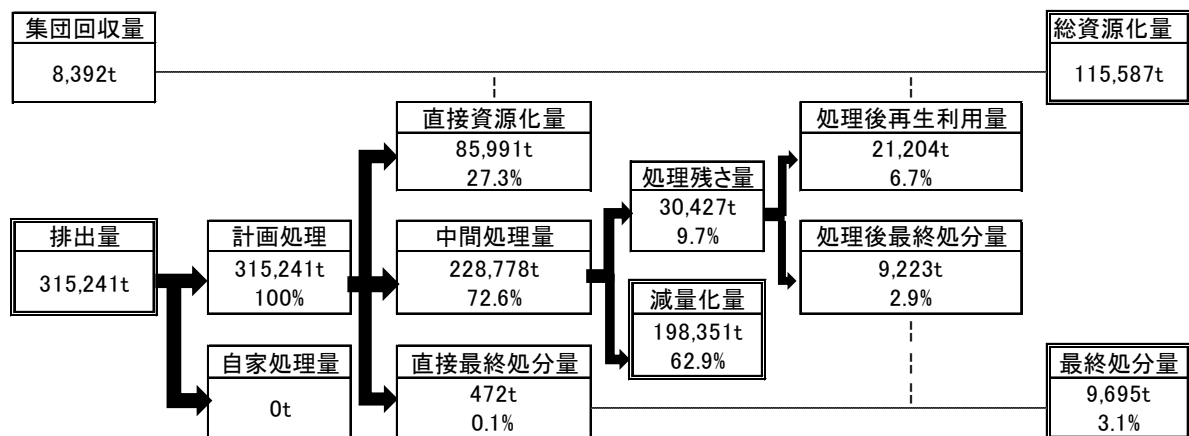
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物処理状況フロー（令和8年度）

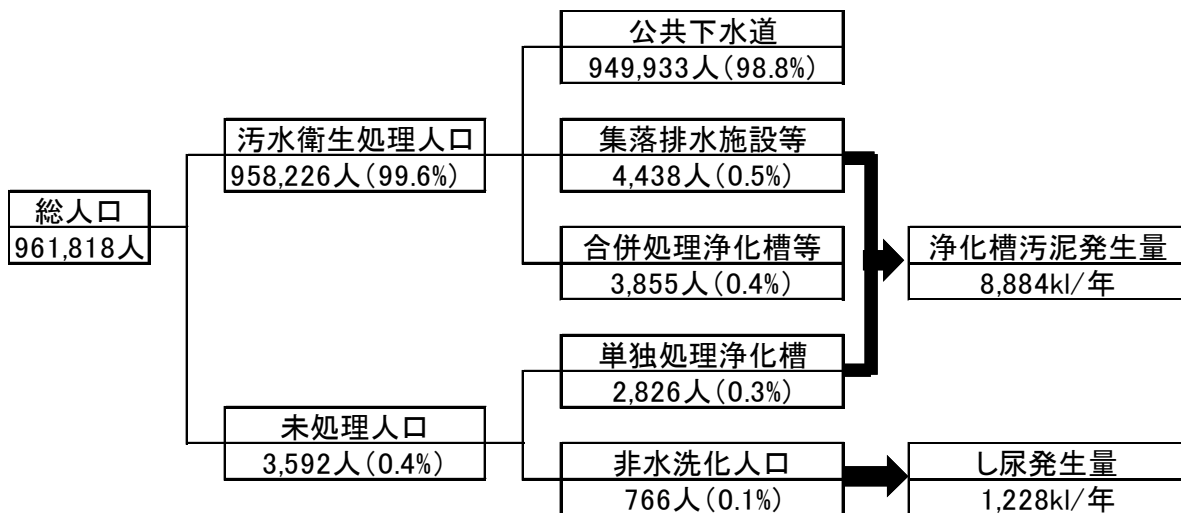
(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道や農業集落排水施設の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域については合併処理浄化槽を整備していく。

表3 生活排水に関する現状と目標

		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	943,120人 (96.9%)	949,933人 (98.8%)
	農業集落排水施設	3,997人 (0.4%)	4,438人 (0.5%)
	合併処理浄化槽	9,686人 (1.0%)	3,855人 (0.4%)
	未処理人口	16,318人 (1.7%)	3,592人 (0.4%)
	合計※	973,121人	961,818人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,125 キロリットル	1,228 キロリットル
	浄化槽汚泥量	20,281 キロリットル	8,884 キロリットル
	合計	25,406 キロリットル	10,112 キロリットル

※ 令和8年度目標値は、汚水適正処理構想及び生活排水処理基本計画に基づく。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水処理状況フロー（令和8年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 普及啓発事業

##### ア 環境教育、普及啓発、助成

表4に示す環境教育、普及啓発及び助成等に関する施策を今後も実施していく。

表4 環境教育・普及啓発・助成等に関する施策

施策区分	施策名	施策内容	
有料化	ごみの有料化	家庭から出る可燃・不燃・粗大ごみ、自己搬入ごみ及び事業系ごみは有料とする。	
環境教育	環境教育教材「ちばキッズエコエコ大作戦」の活用	環境保全部門が作成している、小学校4年～6年生を対象とした環境教育教材にごみ減量に関する内容を盛り込み、3R教育・学習を推進する。	
	環境教育教材「環境学習ハンドブック」の活用	環境保全部門が作成している、中学校1年～3年生を対象とした環境教育教材にごみ減量に関する内容を盛り込み、3R教育・学習を推進する。	
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及を目指すため、小学校4年生を対象に、3Rについて、社会科の授業と連動した体験学習を行い、ごみの分別を実践する意識を醸成することで、ごみに関する知識の習得を促す。	
	へらそうくんルーム	幼少期から廃棄物の削減を実践するための考え方である3Rの考え方に慣れ親しんでもらうために、市内保育所(園)、幼稚園において啓発を行い、ごみに関する知識の習得を促す。	
普及・啓発	イベント・キャンペーン	イベントでの啓発	ごみの減量・再資源化の普及啓発のためイベントを開催し、環境について学ぶ場を提供する。
		ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、ちばし地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催する。
		ごみ減量のための「ちばルール」の周知・PR	「ちばルール」協定店を拡充するとともに協定店の取組みをPRするため、キャンペーンを実施し、ちば型の資源循環型社会の実現を図る。
	刊行物	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」の発行	市民に対して、廃棄物行政の現状、ごみ減量に向けた取組みや市の施策等に関する情報提供を行うため、ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を発行し、市民の廃棄物行政に対する意識の向上を図る。
	情報提供	ウェブサイト	ウェブサイト上にごみ減量に役立つ情報を掲載する。
	講習会	今すぐ実践!ごみ減量講習会	ごみ処理の現状、具体的な分別・減量化の方法について周知するため、講習会や出前講座を開催する。
		生ごみ資源化アドバイザー派遣	自治会・学校・市民活動団体等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした講習会等に生ごみ資源化アドバイザーを派遣して、技術指導等を行う。
制度活用	廃棄物適正化推進員制度 不法投棄監視員制度	廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。	
助成・支援	生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器等の普及促進	生活から排出される生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器等の購入者に対し、購入費用の一部を助成する。	
	廃食油回収支援事業	生活から排出される廃食油を回収し、リサイクル事業者により軽油代替燃料にリサイクルされる事業を支援する。	
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水対策促進のため、補助対象地域内での合併処理浄化槽設置者に対し、設置費の一部を助成する。	

##### イ 生活排水対策

公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水接続などを促進するとともに、生活で出来る生活排水対策としてろ紙、三角コーナー等の配布や水路浄化施設による水質の浄化を図っていく。



## (2) 再資源化の施策

さらなるごみの削減・再資源化の推進を図るため、以下の再資源化施策を実施する。

### ア 剪定枝等の再資源化

#### ① 生活系

生活から排出される木の枝・刈り草・葉を収集しリサイクルする事業を平成 29 年 4 月から段階的に開始し、平成 30 年 2 月より全市展開している。

#### ② 事業系

街路樹・都市公園等から発生する事業系剪定枝等を民間再資源化施設へ搬入し、燃料チップ等へリサイクルする。また千葉市造園緑化協同組合等を通じて、排出事業者へ民間再資源化施設への搬入を促す。

### イ 事業系生ごみの再資源化

主な排出者となる食品関連事業所に対して、飼料やバイオガスへのリサイクルを行う食品リサイクル施設への搬入を促すことで、事業系生ごみの再資源化を促進する。

### ウ 使用済小型電子機器等の再資源化

使用済小型電子機器等に含まれる貴金属やレアメタルなどを埋立処分せず、リサイクルするため、市役所や区役所などで拠点回収を行っている。また、市内小売店等と連携し、認定事業者の直接回収についても広報を行い、再資源化を推進している。

### エ 廃食油の再資源化

生活から排出される廃食油（使用済みてんぷら油等）を B D F（バイオディーゼル燃料）等に再資源化するため、回収拠点を拡充していく。

### オ 一般廃棄物処理の有料化

（生活系ごみ）

生活から排出されるごみについては、指定袋を媒体として均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。また、工場に直接搬入されるごみについては従量制により課金し、直接納入方式により、処理料金を徴収している。

（事業系ごみ）

事業所ごみについては、従量制により課金し、直接納入方式により、処理料金を徴収している。

## (3) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で次の施策を実施していく。

### ア 再生利用量の需要拡大事業

新港清掃工場で発生する溶融スラグについては、生成量はおおむね 5,170 トン（令和元年度実績）であり、市内公共工事のうちアスファルト骨材の有効利用がある工事に対して、スラグをアスファルト骨材として再資源化する。

## イ 不法投棄対策

ごみステーションの適正化を図るため、地域による環境保全に対する意識・行動の違い、排出状況の違いを考慮し、排出指導及び不法投棄の常習地域等の監視パトロールを各環境事業所を中心に廃棄物適正化推進員等の協力を得ながら行う。

また、市民の多様な生活様式に対応するため、地域の特性に応じたきめ細かなごみ排出指導を実施していく。

## ウ 災害発生時の廃棄物処理に関する事項

千葉県地域防災計画災害応急対策編を補完する千葉県災害廃棄物処理計画を踏まえ、市民・事業者・行政の連携に基づく、災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

災害廃棄物の処理にあたっては、衛生的な処理、迅速な対応・処理、計画的な対応・処理、環境に配慮した処理、リサイクルの推進及び安全作業の確保を踏まえて行うものとする。

※仮置場：公共用地を中心に確保するものとするが、民間の廃棄物処理施設などの活用も検討する。

(仮置場候補地) 公園、運動広場などのスポーツ施設、公共公益施設建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処分場、その他民有地など

※処分する場所：本市廃棄物処理施設（下記施設）のほか、民間施設の活用も図る。

(破碎選別処理) 新浜リサイクルセンター

(焼却処理) 新港清掃工場、北清掃工場

(埋立処分) 新内陸最終処分場

(し尿処理) 衛生センター

## (4) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分及び処理方法については、表5のとおりである。

現在、びん・缶・ペットボトルの分別収集、古紙・布類の分別収集及び集団回収を行っており、本市では循環資源の性質に応じて、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルへ適切に配分し、総合的に無理のない持続発展的なリサイクルを実施していくものとする。

粗大ごみ及び不燃ごみ（アスベスト含有物等埋立ごみを除く）については、現状どおり破碎設備で鉄類の資源回収を行い、破碎可燃残渣は可燃ごみや可燃粗大とともに各焼却施設で熱回収を行う。

焼却施設については3用地2清掃工場運用体制により、新たに北谷津清掃工場用地に新清掃工場を建設し、新港清掃工場はリニューアルにより更新し、新港清掃工場のリニューアル整備後の本格稼働に合わせて北清掃工場は停止する。

表5 千葉市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (R元年度)			今 後 (R8年度)								
分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等			
	焼却 (熱回収)	発電、熱供給	発電、熱供給			焼却 (熱回収)	発電、熱供給	発電、熱供給	一次処理	二次処理	
可燃ごみ			焼却 (熱回収)	発電、熱供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新港清掃工場 溶融、発電(売電)、熱供給</li> <li>・北清掃工場 発電(売電)、熱供給</li> <li>・北谷津清掃工場 発電、熱供給</li> </ul>				可燃ごみ	焼却 (熱回収)	発電、熱供給
粗大ごみ(可燃系)	粗大ごみ(可燃系)	粗大ごみ(可燃系)			粗大ごみ(可燃系)						
剪定枝等	リサイクル	民間処理施設		剪定枝等	リサイクル	民間処理施設		民間処理施設			
粗大ごみ		破碎、分別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター 可燃残渣→焼却、処理委託</li> <li>・新浜リサイクルセンター 不燃残渣→埋立、処理委託</li> <li>・新浜リサイクルセンター 金属→売却</li> <li>・新浜リサイクルセンター 処理困難物→処理委託</li> <li>・新内陸最終処分場 不燃ごみ→直接埋立</li> </ul>			粗大ごみ	破碎、分別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター 可燃残渣→焼却、処理委託</li> <li>・新浜リサイクルセンター 不燃残渣→埋立、処理委託</li> <li>・新浜リサイクルセンター 金属→売却</li> <li>・新内陸最終処分場 処理困難物→処理委託</li> <li>・新内陸最終処分場 不燃ごみ→直接埋立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター 可燃残渣→焼却、処理委託</li> <li>・新内陸最終処分場 不燃残渣→埋立、処理委託</li> <li>・新内陸最終処分場 金属→売却</li> <li>・新内陸最終処分場 処理困難物→処理委託</li> <li>・新内陸最終処分場 不燃ごみ→直接埋立</li> </ul>	
不燃ごみ			不燃ごみ	不燃ごみ							
空き缶		分別、圧縮	・新浜リサイクルセンター			空き缶	分別、圧縮	・新浜リサイクルセンター			
びん		分別	・新浜リサイクルセンター			びん	分別	・新浜リサイクルセンター			
ペットボトル		保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター 保管→運搬・処理委託</li> </ul>			ペットボトル	保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター</li> </ul>		運搬・処理委託	
有害ごみ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター 保管→運搬・処理委託</li> </ul>			有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜リサイクルセンター</li> </ul>		運搬・処理委託	
古紙・布類		直接再生業者引き取り				古紙・布類	直接再生業者引き取り				
					プラスチック資源	-	-	-	-		

## イ〇 事業系ごみの処理体制の現状と今後

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、再生事業者や市が許可した一般廃棄物処理業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

また、事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者に対しては、廃棄物管理責任者の選任、事業系廃棄物減量計画書の提出等を義務づけ、ごみ減量・再資源化及び適正処理を指導していく。

## ウ 生活排水処理の現状と今後

閉鎖性水域である、東京湾・印旛沼では富栄養化が問題となっていることから、引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備を進めるとともに、人口散在地域等での合併処理浄化槽を整備していく。

(5) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(4)に記述したような分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 未定	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (北谷津用地)	585 t/日	千葉市若葉区 北谷津町 (市有地)	R3~R7	-
2	ごみ焼却施設 未定	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (新港用地)	450 t/日	千葉市美浜区 新港 (市有地)	(R8~R12) (第3次地域計画事業)	-
3	リサイクルセンター 未定	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	125 t/日	未定	(R10~R12) (第3次地域計画事業)	-
4	最終処分場 未定	千葉市地域最終処分場整備事業	-	未定	(R15~R18) (第4次地域計画事業)	-

(整備理由)

事業番号1 施設の老朽化と、効率的・経済的なごみ処理システム構築のための処理能力の見直し。

事業番号2 施設の老朽化と、効率的・経済的なごみ処理システム構築のための処理能力の見直し。

事業番号3 施設の老朽化による更新。

事業番号4 施設の埋立が完了することによる整備。

イ 合併浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	3,446	20	44	R3~R7	-
合計	3,446	20	44		

#### (6) 施設整備に関する計画支援事業

(5) 処理施設等の整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（北谷津用地）	土壌汚染対策業務	R3～R4
3 2	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（新港用地）	基本計画作成業務	R3～R4
3 3	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（新港用地）	汚染物サンプリング業務	R6
3 4	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（新港用地）	PFI 等導入可能性調査業務	R5
3 5	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（新港用地）	PFI アドバイザリー業務	R6～R7
3 6	千葉市地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（新港用地）	生活環境影響調査業務	R6～R7
3 7	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	基本計画作成業務	R5～R6
3 8	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	土地の履歴調査等業務	R5
3 9	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	ポーリング調査業務	R6
4 0	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	生活環境影響調査業務	R7
4 1	千葉市地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	PFI 等導入可能性調査業務	R7
4 2	千葉市地域最終処分場整備事業	現況測量	R7
4 3	千葉市地域最終処分場整備事業	基本計画作成業務	R6～R7

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

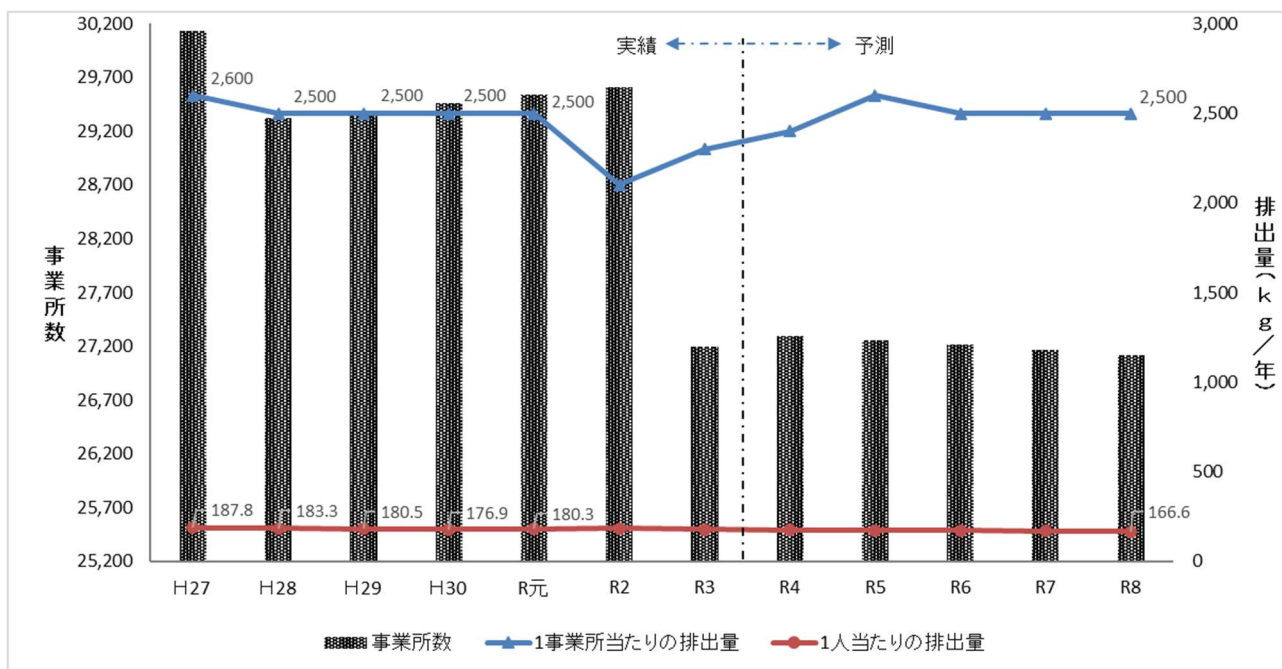
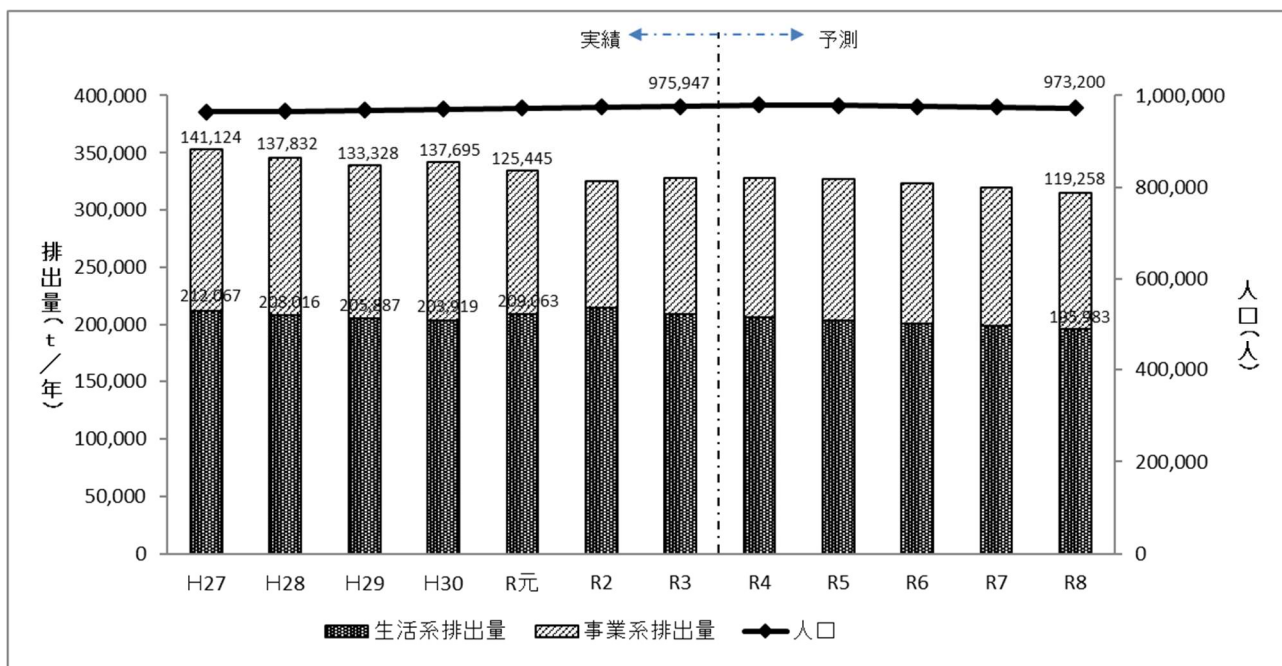
添付資料-1（対象地域図）



添付資料-2（指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ）

<人口及びごみ排出量の推移>

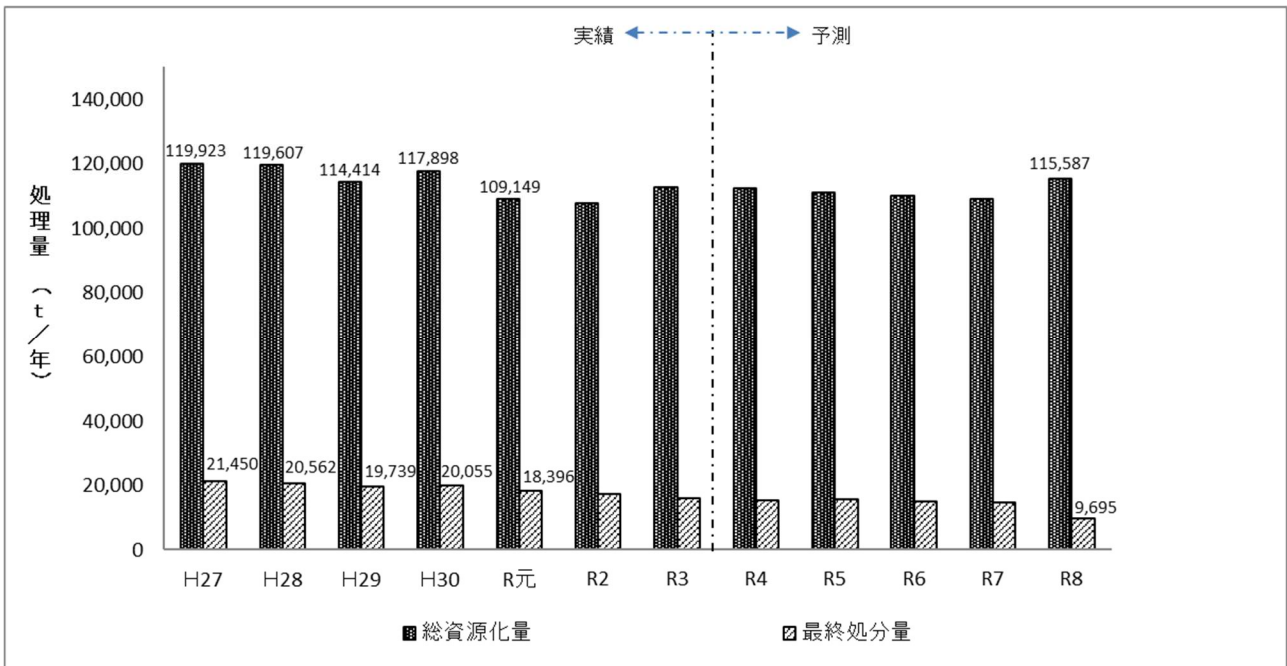
※千葉市一般廃棄物処理基本計画の更新に合わせて令和3年度までの実績からトレンドグラフを更新している。





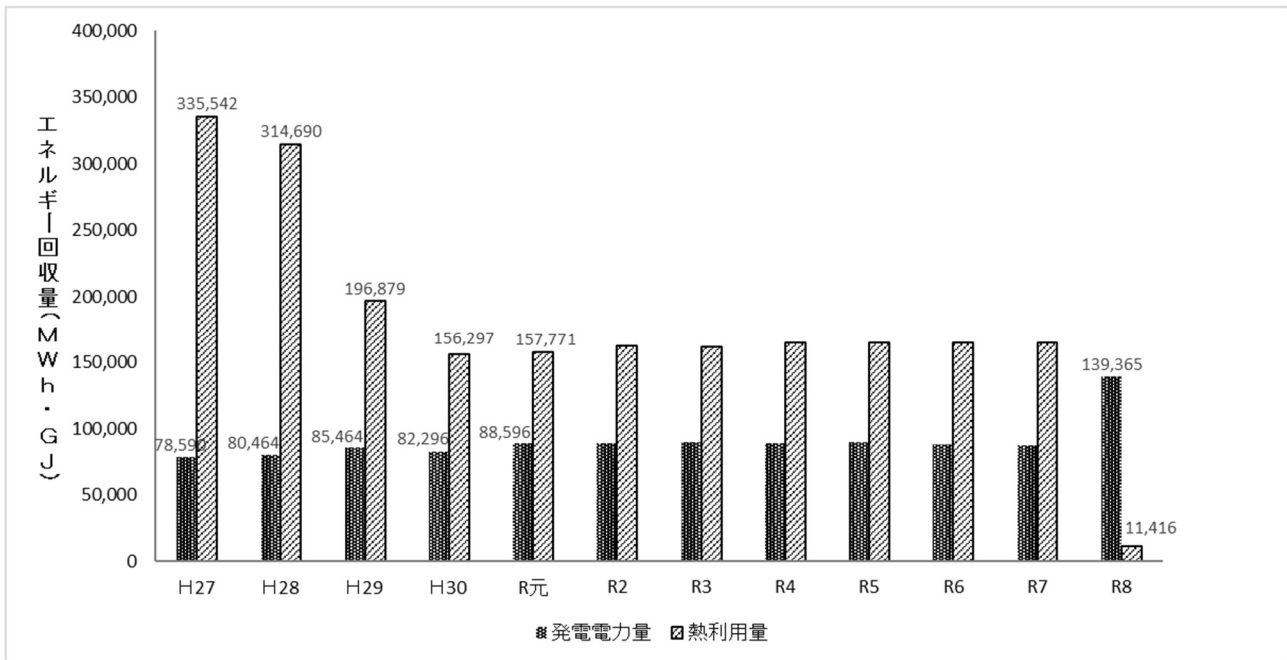
### <ごみ処理の推移>

※千葉市一般廃棄物処理基本計画の更新に合わせて令和3年度までの実績からトレンドグラフを更新している。

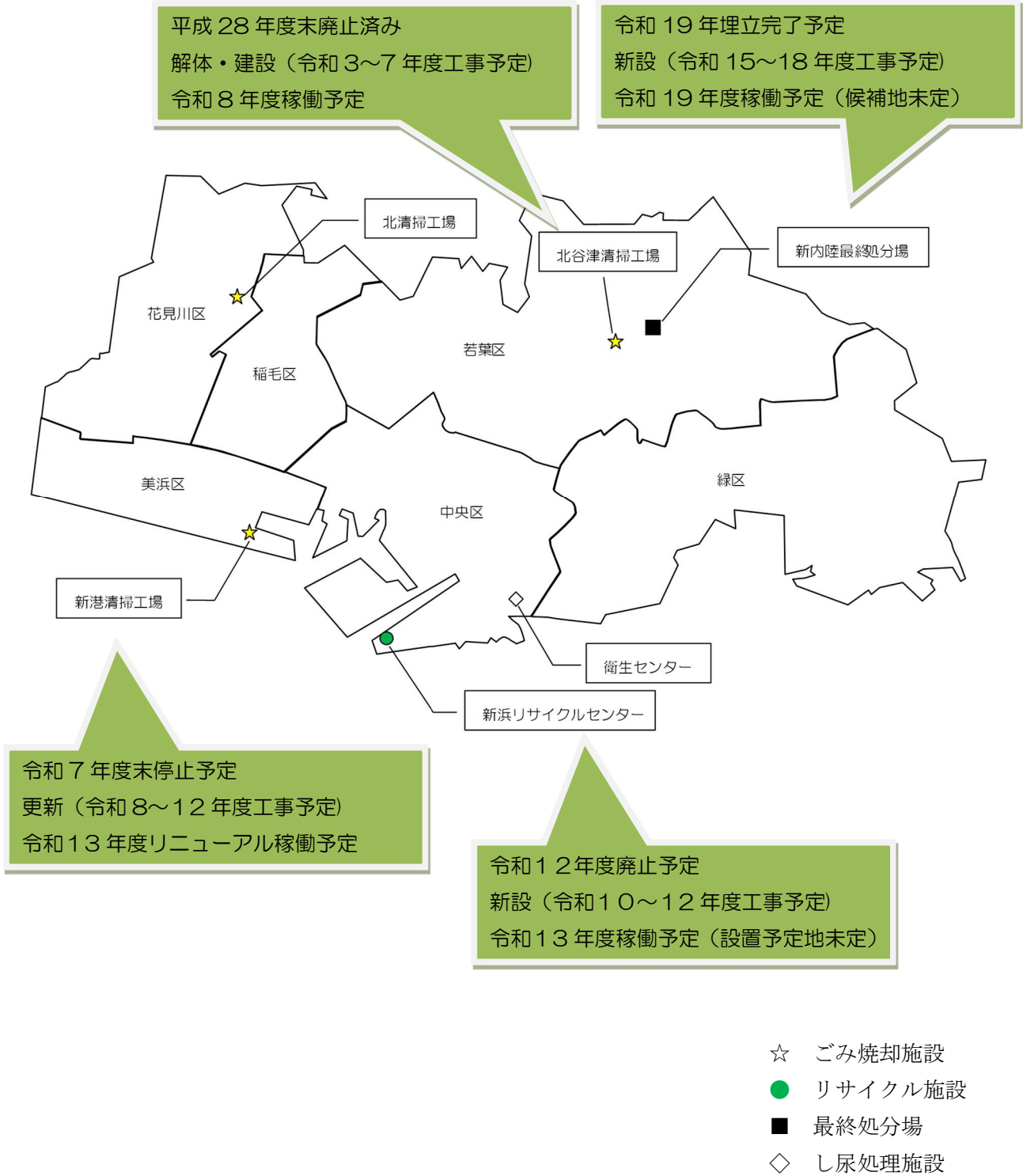


### <エネルギー回収量>

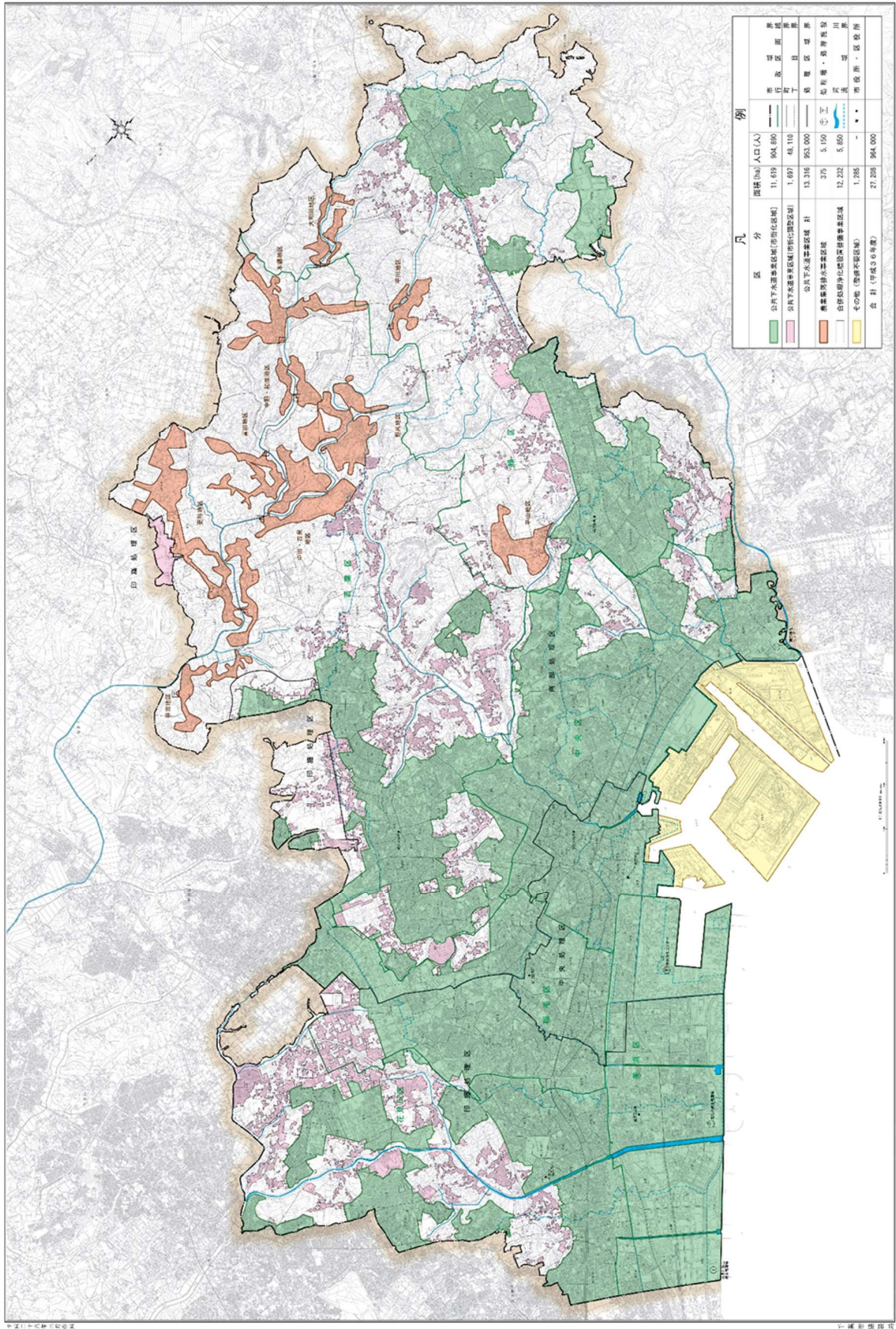
※千葉市一般廃棄物処理基本計画の更新に合わせて令和3年度までの実績からトレンドグラフを更新している。



添付資料-3 (地域内の施設の現況と予定図)



千葉市 污水適正処理構想図



添付資料-5 (ハザードマップ)



(新港清掃工場)



(新浜リサイクルセンター)



(衛生センター)



# 様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

## 1 地域の概要

(1) 地域名	千葉市地域	(2) 地域内人口	973,121	(3) 地域面積	271.77 ㎏
(4) 構成市町村等名	千葉市	(5) 地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見直し：				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度(令和元年度予測)	令和8年度(令和3年度予測)
排出量	事業系 総排出量(トン)	143,590	141,124	137,832	133,328	137,695	125,445	115,222 (R元比 -8.1%)	119,258 (R元比 -4.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7 (R元比 8.0%)	2.5 (R元比 0.0%)
	生活系 総排出量(トン)	210,335	212,067	208,016	205,887	203,919	209,063	192,025 (R元比 -8.1%)	195,983 (R元比 -6.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	186.2	187.8	183.3	180.5	176.9	180.3	188.3 (R元比 4.4%)	166.6 (R元比 -7.6%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	353,925	353,191	345,848	339,215	341,614	334,508	307,247 (R元比 -8.1%)	315,241 (R元比 -5.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	95,343 (26.9%)	93,008 (26.3%)	94,009 (27.2%)	90,064 (26.6%)	95,737 (28.0%)	85,713 (25.6%)	80,395 (26.2%)	85,991 (27.3%)
	総資源化量(トン)	123,285 (33.4%)	119,923 (32.6%)	119,607 (33.3%)	114,414 (32.6%)	117,898 (33.4%)	109,149 (31.7%)	95,136 (30.1%)	115,587 (35.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	79,020	78,590	80,464	85,464	82,296	88,596	126,377	139,365
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	328,585	335,542	314,690	196,879	156,297	157,771	12,079	11,416
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	20,972 (5.9%)	21,450 (6.1%)	20,562 (5.9%)	19,739 (5.8%)	20,055 (5.9%)	18,396 (5.5%)	15,340 (5.0%)	9,695 (3.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

・千葉市一般廃棄物処理基本計画策定時においては、景気の動向や減量施策の将来達成度合いなどの諸条件を基に複数のごみ量等の予測を行っており、千葉市一般廃棄物処理基本計画上の数値目標もしくは施設整備に用いるものなどを使い分けをしている。  
 ・目標値(将来予測値)については平成26年度～令和3年度までの本市における実績から近似式を求め、一部それを活用し目標値を算出しております。  
 ※ごみ処理基本計画の更新に合わせて令和3年度までの実績から目標値を再算出している。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	北谷津清掃工場	千葉市	全連続燃焼方式	300t/日	S52.12	H29.3廃止	R3.4～解体	(浸水深0m)ハザードマップ対象エリア外	廃止後、新設
ごみ焼却施設	北清掃工場	千葉市	全連続燃焼方式	570t/日	H8.10	R13.3廃止	未定	(浸水深0m)ハザードマップ対象エリア外	継続
ごみ焼却施設	新港清掃工場	千葉市	全連続燃焼式 (ストーカ炉+灰溶融炉)	435t/日 (36t/日×2基)	H14.12	R8.3停止	未定	(浸水深1m未満)浸水対策として、緊急対応(土嚢等)実施	更新
リサイクルセンター	新浜リサイクルセンター	千葉市	不燃物・粗大ごみ 破碎施設	125t/5h	H7.3	R13.3廃止	未定	(浸水深1m未満)浸水対策として、緊急対応(土嚢等)実施	廃止後、新設
		千葉市	ビン類選別施設	45t/5h	H7.3	R13.3廃止	未定	(浸水深1m未満)浸水対策として、緊急対応(土嚢等)実施	廃止後、新設
		千葉市	缶類選別施設	50t/5h	H7.3	R13.3廃止	未定	(浸水深1m未満)浸水対策として、緊急対応(土嚢等)実施	廃止後、新設
最終処分場	新内陸最終処分場	千葉市	サンドイッチ方式	939,000m <sup>3</sup>	H12.9		未定	(浸水深0m)ハザードマップ対象エリア外	継続
し尿及び浄化槽汚泥処理施設	衛生センター	千葉市	標準脱窒素処理方式、高度処理	173k $\phi$ /日	H7.8		未定	(浸水深2m未満)浸水対策として、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき広域処理を実施	継続

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再 商品化を実施 するための施 設整備事業	備考
ごみ焼却施設	未定	千葉市	ガス化溶融方式	585t/日	R8.3	老朽化	有 (北谷津清掃工場)	R3.4～R4.10	(浸水深0m)ハザードマップ対象エリア外	-	北谷津清掃工場解体事業と一体として整備
ごみ焼却施設	未定	千葉市	全連続燃焼式	450t/日	R13.3	老朽化	無	-	-	-	更新
リサイクルセンター	未定	千葉市	不燃物・粗大ごみ 破碎施設	60t/5h	R13.3	老朽化	-	-	-	-	廃止後、新設
		千葉市	ビン類選別施設	30t/5h	R13.3	老朽化	-	-	-	-	廃止後、新設
		千葉市	ペットボトル選別施設	15t/5h	R13.3	老朽化	-	-	-	-	廃止後、新設
		千葉市	缶類選別施設	20t/5h	R13.3	老朽化	-	-	-	-	廃止後、新設
最終処分場	未定	千葉市	未定	-	R19.3	現有施設の埋立完了	-	-	-	-	埋立完了後、新設

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過 去 の 状 況					現 状		目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
総人口		962,554	964,830	966,154	967,966	970,455	973,121	961,818	
公共下水道	汚水衛生処理人口	929,086	932,565	934,796	937,324	939,976	943,120	949,933	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	96.5%	96.7%	96.8%	96.8%	96.9%	96.9%	98.8%	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	4,896	4,378	4,811	4,784	4,658	3,997	4,438	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	9,559	9,375	8,889	9,202	9,404	9,686	3,855	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	0.4%	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	19,013	18,512	17,658	16,656	16,417	16,318	3,592	

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-4)

※ 令和8年度目標値は、汚水適正処理構想及び生活排水処理基本計画に基づく。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	千葉市	994	3,395	S62	20	44	R8	
浄化槽市町村整備推進事業	-	-	-	-	-	-	-	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料-4)

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考					
				単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 7年度				
事業名称							第3次計画にて実施														
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							第3次計画にて実施														
リサイクルセンター整備事業		3	千葉市	125	ㄗ	日	R10	R12													
○エネルギー回収等に関する事業									48,054,175	1,300,735	3,285,874	4,208,240	11,775,839	27,483,487	40,472,658	1,259,401	2,333,103	3,036,980	10,333,043	23,510,131	
ごみ焼却施設整備事業 千葉市新北谷津清掃工場(交付率1/2)		1	千葉市	585	ㄗ	日	R3	R7	10,982,756	0	0	0	3,525,351	7,457,405	10,982,756	0	0	0	3,525,351	7,457,405	総事業費は 交付率1/2及 び1/3の合算 額
ごみ焼却施設整備事業 千葉市新北谷津清掃工場(交付率1/3)		1	千葉市	585	ㄗ	日	R3	R7	37,071,419	1,300,735	3,285,874	4,208,240	8,250,488	20,026,082	29,489,902	1,259,401	2,333,103	3,036,980	6,807,692	16,052,726	
ごみ焼却施設整備事業 千葉市新港清掃工場更新		2	千葉市	450	ㄗ	日	R8	R12													
○最終処分に関する事業									第3次計画にて実施												
最終処分場整備事業		4	千葉市	-	-	-	R15	R18													
○浄化槽に関する事業									16,514	3,346	3,346	3,274	3,274	3,274	12,354	2,226	2,226	2,634	2,634	2,634	
浄化槽設置整備事業		3	千葉市	20	基		R3	R7	16,514	3,346	3,346	3,274	3,274	3,274	12,354	2,226	2,226	2,634	2,634	2,634	
○施設整備に関する計画支援事業									955,119	392,229	180,461	30,850	177,293	174,286	939,789	390,335	179,125	30,850	172,093	167,386	
事業番号1に係る支援事業									535,361	367,000	168,361	0	0	0	535,361	367,000	168,361	0	0	0	
千葉市新北谷津清掃工場 土壌汚染対策業務		31	千葉市				R3	R4	535,361	367,000	168,361				535,361	367,000	168,361				
事業番号2に係る支援事業									226,673	25,229	12,100	9,950	93,394	86,000	211,343	23,335	10,764	9,950	88,194	79,100	
千葉市新港清掃工場更新整備 基本計画作成業務委託		32	千葉市				R3	R4	37,329	25,229	12,100				34,099	23,335	10,764				
千葉市新港清掃工場更新整備 汚染物サンプリング調査業務委託		33	千葉市				R6	R6	13,394				13,394		13,394				13,394		
千葉市新港清掃工場更新整備 PFI等導入可能性調査業務委託		34	千葉市				R5	R5	9,950		9,950				9,950		9,950				
千葉市新港清掃工場更新整備 PFIアドバイザー業務委託		35	千葉市				R6	R7	45,000			28,000	17,000		45,000			28,000	17,000		
千葉市新港清掃工場更新整備 生活環境影響調査業務委託		36	千葉市				R6	R7	121,000			52,000	69,000		108,900			46,800	62,100		
事業番号3に係る支援事業									124,623	0	0	20,900	55,899	47,824	124,623	0	0	20,900	55,899	47,824	
千葉市新マテリアルリサイクル推進施設 整備基本計画作成業務委託		37	千葉市				R5	R6	38,958			17,160	21,798		38,958			17,160	21,798		
千葉市新マテリアルリサイクル推進施設 整備土地の履歴調査等業務委託		38	千葉市				R5	R5	3,740			3,740			3,740		3,740				
千葉市新マテリアルリサイクル推進施設 整備ボーリング調査業務委託		39	千葉市				R6	R6	34,101				34,101		34,101				34,101		
千葉市新マテリアルリサイクル推進施設 整備生活環境影響調査業務委託		40	千葉市				R7	R7	39,767				39,767		39,767				39,767		
千葉市新マテリアルリサイクル推進施設 整備PFI等導入可能性調査業務委託		41	千葉市				R7	R7	8,057				8,057		8,057				8,057		
事業番号4に係る支援事業									68,462	0	0	0	28,000	40,462	68,462	0	0	0	28,000	40,462	
千葉市次期最終処分場 現況測量		42	千葉市				R7	R7	22,462				22,462		22,462				22,462		
千葉市次期最終処分場基本計画作成 業務委託		43	千葉市				R6	R7	46,000				28,000	18,000	46,000			28,000	18,000		
合計									49,025,808	1,696,310	3,469,681	4,242,364	11,956,406	27,661,047	41,424,801	1,651,962	2,514,454	3,070,464	10,507,770	23,680,151	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。  
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。  
 ※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。  
 ※5 焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。



## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市
(2) 施設名称	新北谷津清掃工場（仮称）
(3) 工期 ※1	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度 (全体：令和 3 年度 ～ 令和 7 年度)
(4) 施設規模	処理能力 585 t/日（195 t/日×3炉）
(5) 形式及び処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 21.5%以上 ※3） 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 % ※4）
(7) 地域計画内の役割 ※2	可燃ごみの焼却処理
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有

## 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	-
-------------	---

## 「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	- kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	-

(12) 総事業計画額 ※2	48,054,175千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 40,472,658千円(全体： 千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※3 タービン定格における発電効率

※4 現状、熱利用率が未定であることから、すべてのエネルギーを発電に利用するものとしているため空欄としている（数値がわかり次第追記する）。なお、すべてのエネルギーを発電に利用した場合でもエネルギー回収率21.5%は達成する。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>雑排水対策を促進する必要がある合併処理浄化槽設置整備事業区域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。対象は10人槽以下のもので、放流水の総窒素濃度が20mg/l以下の機能を有する高度処理型以上の能力を持つ浄化槽とする。</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業区域は、原則として家屋が散在し、集合処理が適していない地域を、経済性の観点等から適切であるか等を考慮して設定した。</p> <p>ただし、①下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域であっても7年以上整備されない区域、②農業集落排水事業の採択区域であっても農業集落排水処理施設の処理能力等の問題により接続できない区域に該当する場合は、水質浄化対策上市長が特に必要と認める区域として補助対象とすることができる。</p>
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間） ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和3年度 ～ 令和7年度  ( 年度 ～ 年度 )
(5) 事業対象地域の要件	<p>人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他</p> <p>該当する対象地域を選択する。</p>
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 12,354千円</p> <p>うち (以下の事業を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費</li> <li>・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費</li> </ul> <p style="text-align: right;">千円 千円</p>

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模  
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 44人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	20基 ( 44人分)	7,914	12,074	7,914
6～7人槽	基 ( 人分)			
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	20基	3,000	3,000	3,000
撤去費	12基	1,440	1,440	1,440
雨水貯留槽 等再利用	基			

改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	20基（44人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	12,354	16,514	12,354

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

（なし）

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新北谷津清掃工場 施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市新北谷津清掃工場 土壌汚染対策業務委託		
(4) 事業期間 ※1	令和3年度～ 令和4年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和 年度～ 令和 年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和 年度～ 令和 年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)
(5) 事業概要	土壌汚染対策業務		

(6) 総事業計画 額 ※1	535,361千円(全体：千 円) うち、交付対象事業費 535,361千円(全体：千 円)	千円(全体：千円) うち、交付対象事業費 千円(全体：千円)	千円(全体：千円) うち、交付対象事業費 千円(全体：千円)
-------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画作成業務委託	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備土地の履歴調査等業務委託	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備PFI等導入可能性調査業務委託
(4) 事業期間 ※1	令和5年度～ 令和6年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和5年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和7年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)
(5) 事業概要	基本計画作成業務	土地の履歴調査等業務	PFI等導入可能性調査業務
(6) 総事業計画 額 ※1	38,958千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 38,958千円(全体： 千 円)	3,740千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 3,740千円(全体： 千 円)	8,057千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 8,057千円(全体： 千 円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備ポーリング調査業務委託	千葉市新マテリアルリサイクル推進施設整備生活環境影響調査業務委託	
(4) 事業期間 ※1	令和6年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和7年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	ポーリング調査業務	生活環境影響調査業務	

(6) 総事業計画 額 ※1	34,101千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 34,101千円(全体： 千 円)	39,767千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 39,767千円(全体： 千 円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千 円)
-------------------	--	--	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新港清掃工場 施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市新港清掃工場更新整備基本計画作成業務委託	千葉市新港清掃工場更新整備汚染物サンプリング調査業務委託	千葉市新港清掃工場更新整備PFI等導入可能性調査業務委託
(4) 事業期間 ※1	令和3年度～ 令和4年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和6年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和5年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)
(5) 事業概要	基本計画作成業務	汚染物サンプリング調査業務	PFI等導入可能性調査業務

(6) 総事業計画 額 ※1	37,329千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 34,099千円(全体： 千 円)	13,394千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 13,394千円(全体： 千 円)	9,950千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 9,950千円(全体： 千 円)
-------------------	--	--	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新港清掃工場 施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市新港清掃工場更新整備PFIアドバイザー業務委託	千葉市新港清掃工場更新整備生活環境影響調査業務委託	
(4) 事業期間 ※1	令和6年度～ 令和7年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和6年度～ 令和7年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和 年度～ 令和 年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)
(5) 事業概要	事業者募集・選定・契約に関する業務	生活環境影響調査業務	

(6) 総事業計画 額 ※1	45,000千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 45,000千円(全体： 千 円)	121,000千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 108,900千円(全体： 千 円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
-------------------	--	--	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。



## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市次期最終処分場 施設整備のため		
(3) 事業名称	千葉市次期最終処分場現況 測量業務委託	千葉市次期最終処分場基本 計画作成業務委託	
(4) 事業期間 ※1	令和7年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和6年度 ~ 令和7年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	現況測量業務	次期最終処分場整備にかか る基本計画の作成	
(6) 総事業計画 額 ※1	22,462千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 22,462千円(全体： 千 円)	46,000千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 46,000千円(全体： 千 円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。